

令和3年度
未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付の手引き
(保育人材確保対策貸付事業)

募集開始

令和3年4月1日から

【申請を検討されている方へ】

この制度は、貸付対象者の要件を満たす方に保育料の一部をお貸しする制度
(借りるもの)です。お祝金のように差し上げるものではありません。
保育士として勤務している間は、返還が猶予されますが、2年間の間に退職
した場合や、週20時間以上勤務できなくなった場合も、原則、全額返還しな
ければいけないことをご理解の上、お申し込みください。

なお、提出された書類は、貸付審査会で審査を行い、審査に通った方にのみ
貸付されます。

(公社) 兵庫県保育協会
令和3年4月

※手引きの内容や様式は、予告なく変更する可能性がありますので、
ホームページに掲載の最新版の手引きを参照してください。

目次

1. 貸付事業の概要	
2. 申請から貸付までの流れ	
3. 未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付について	
(1) 貸付対象者	3
(2) 申請期間	3
(3) 貸付金額及び期間	3
4. 申請手続き等について	
(1) 貸付の申込	4
(2) 申請書類	5
(3) 提出及び問合せ先	5
(4) 申込書類記入上の注意	5
5. 貸付決定及び貸付契約手続きについて	
(1) 貸付の決定	6
(2) 貸付金の契約及び送金手続き	6
(3) 貸付金の送金	6
(4) 保育料の変更及び確認について	7
6. 貸付後の手続き	
7. 返還免除の手続き（全額免除）	
(1) 全額免除に該当する場合の要件①	8
(2) 全額免除に該当する場合の要件②	8
8. 返還免除の手続き（裁量免除）	
(1) 裁量免除に該当する場合の要件	8
(2) 裁量免除申請に必要な書類	9
9. 返還について	
(1) 返還の開始及び返還期間	9
(2) 返還方法	9
(3) 分割返還の差額調整	9
(4) 延滞利子	9
(5) 報告義務遅延による延滞利子について	9
10. 完了	

【用語の説明】

- ①貸付とは・・・金額や利率、期間などを定め、借用証書を取って資金を貸すこと。
- ②交付とは・・・ここでいう交付とは、口座へ入金することを指します。
- ③猶予とは・・・期日を延ばすこと。
- ④免除とは・・・債務（貸しているお金）を消滅させる（なかったことにする）こと。
- ⑤借受人とは・・・貸付を受けられた方（申請者本人）のことを指します。

1. 貸付事業の概要

借りられる人	<p>勤務を開始した日から保育士として週 20 時間以上勤務することが必要です。 (雇用保険に加入されていること。)</p> <p>① 県内（神戸市を除く）「保育所等」に新たに雇用され、勤務を始める人 ② 県内（神戸市を除く）「保育所等」に既に雇用されている人であって、産後休暇又は育児休業から復帰される人</p>
借りられる額	<p>保育料（「保育所等」の保育料に限ります。）の半額を借りられます。 ただし、借受人 1 人につき月額 2 万 7 千円を上限とし、貸付の対象とできる期間は勤務を開始した月から起算して最大 1 年間です（無利子）。 注）子どもが 2 人以上同時に入園した場合、保育料を合算して借入金額を計算することはできますが、借りられる額は 1 ヶ月 2 万 7 千円が上限となります。</p>
借りる際の条件	<p>1. 「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。</p> <p>① 認可保育所 ② 認定こども園（全ての類型を含みます。） ③ 幼稚園（預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります） ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業 ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業 ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設 ⑦ 認可外保育施設（市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。） ⑧ 企業主導型保育事業</p> <p>2. 復職に伴いに子どもを入所等させた場合が対象です。復職と関係なく、復職前から保育所等に預けていた場合は対象となりません（※1）。</p>
申請期間	就職・復職日から 4 か月以内に勤務先施設を通じて申し込みください。
返還免除	<p>全額免除が受けられる場合（(1)又は(2)の場合）</p> <p>(1) 県内の保育所等で、2年間継続して保育に従事した場合（※2） (2) 業務に起因する心身の故障により業務不能となった場合</p>
返還	自己都合による退職や心身の故障（業務に起因するものを除く）により業務継続の見込みが無くなった場合や、県外の保育所等に勤務した場合などには、貸付契約が解除され、 <u>原則、全額貸付金の返還が必要</u> となります。

※1 月の途中で復職を予定している場合に、当該月の初日から子どもを保育所に通わせている場合など、復職に伴う入所と判断できる場合には、貸付を受けられます。

※2 勤務している法人内の人事異動等により、借受人の意思によらず兵庫県外で勤務することとなった場合には、兵庫県外で勤務した期間も 2 年間の計算に算入できます。

また、借受人が退職した場合であっても、退職後直ち（概ね 1 ヶ月以内）に県内の他の保育所で勤務する場合には継続して勤務しているものと見なします。そのほか、傷病による休職等やむを得ない事由で業務に従事できない期間が生じる場合（業務継続不能で復職の見込みが無い場合を除きます。）にも、引き続き勤務しているとみなしますので、直ちに貸付金を返還する必要はありませんが、休職等している期間は 2 年間の計算には算入できません。

なお、退職や再就職、休職に際しては、兵庫県保育協会への届出が必要となります。

2. 申請から貸付までの流れ

募集開始について周知

(兵庫県保育協会から会員園並びに姫路市保育協会、西宮市私立保育協会へ送付)
※上記団体へ加入していない施設は、兵庫県保育協会へお問合せの上、ホームページより資料請求を行ってください。

申請者 ※貸付要件を全て満たす方

- ① 就職後4か月以内に勤務先施設を通じて申請を行う。

貸付審査会の実施

審査により貸付が決定した場合、決定通知書の通知(兵庫県保育協会から勤務先へ送付)
※審査結果通知の時期については、書類の到着日によって変わります。兵庫県保育協会のホームページに申請書類の処理状況について掲載しています。

- ② 借用証書等の提出(勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ)

申請者の口座へ貸付金の交付(1回目)

10月または3月に、申請者の口座へ貸付金を振込みます。
※保育料(利用者負担額)の変更があった場合は、保育料変更通知が市町から届いてから20日以内に保育料の変更が分かる書類の写しと保育料変更届(様式18)を提出してください。

- ③ 保育料変更確認届の提出

※保育料(利用者負担額)の変更がなかった人も2回目の貸付金交付前に提出してください。

申請者の口座へ貸付金の交付(2回目)

申請時期や貸付額によっては2回目の交付がない場合や交付が3回に分かれることがあります。

業務従事の確認(2年間継続して保育士業務に従事)

毎年10月及び4月に就業先へ就業状況を確認します。保育士業務に従事している間は貸付の返還が猶予されます。保育士業務に従事していない場合は、貸付金の返還が必要です。

- ④ 完了届・業務従事期間証明書の提出(勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ)

返還免除について通知

※各種申請書類等は勤務先の証明が必要ですので、勤務先施設を通じて兵庫県保育協会へ提出してください。

3. 未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付について

この貸付制度は、国と県において、保育士の離職防止、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない人の再就職を支援することで、保育人材の確保を図るための制度です。

(1) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象としています。

- ① 未就学児をもつ保育士の方
- ② 子どもの保育所、認定こども園等へ入所が決定している方
(復職に伴い子どもを入所等させた場合が対象です。就職・復帰日と子どもの入所日は同時期であることが前提です。復職と関係なく、復職前から保育所等に預けていた場合には対象となりません。)
- ③ 兵庫県内(神戸市を除く)の保育所等(下記保育所等一覧参照)に新たに勤務する方、または産後休暇・育児休業から復帰する方
- ④ 保育士・保育教諭として週20時間以上勤務する方
(雇用保険に加入され、週20時間以上勤務することが確保されていること)
- ⑤ 2年以上継続して兵庫県内の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方
- ⑥ 他の都道府県で同様の保育料の一部貸付を受けていない方

【勤務先保育所等一覧】

対象となる勤務先の「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。(勤務先保育所等の根拠となる法令については10ページ参照)

- ① 認可保育所
- ② 認定こども園(全ての類型を含みます。)
- ③ 幼稚園(預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります。)
- ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
- ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
- ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設
- ⑦ 認可外保育施設(市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。)
- ⑧ 児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業

(2) 申請期間

就職・復帰日から4か月以内に、勤務先施設を通じてお申し込みください。勤務先施設の担当者は申請期日までに届出をしてください。

申請期日を過ぎた場合の受付は致しかねますので、ご注意ください。

なお、審査会は概ね4か月に1回、不定期で開催されています。そのため、申請書の到着時期によっては、審査会結果の通知まで5か月以上かかる場合がありますので、予めご了承ください。

【申請期日の例】

5月3日に勤務開始(雇用契約書または就職・復帰証明書に就業開始日が5月3日と記載)の場合⇒**9月2日必着**となります。

(3) 貸付金額及び期間

未就学児の保育料の月額半額(上限:27,000円)で、就職または復帰した月から最大1年間(12か月分)です。(下記例参照)

※ 貸付利子は無利子です。

- ※ 保育料とは市町が発行する保育料決定通知書（利用者負担額決定通知）に記載の額です。
- ※ 未就学児の預け先は、上記【勤務先保育所等一覧】に記載の施設（⑤を除く）が対象です。認可外保育施設は対象外です。
- ※ 貸付期間内（12 か月の間）に保育料無償化の対象年齢及びクラスに該当する場合は、該当する月までが対象です。
- ※ 貸付期間内に保育料の還付等が発生した場合には、保育料の月額から還付分を差し引いた額の半額が貸付額となります。
- ※ 貸付期間内（12 か月の間）に産休・育児休暇を取得した場合は、その期間分は貸付対象外となり、場合によっては返金が必要です。

【貸付金額の例】

- ① 未就学児が2名いて、1か月あたりの保育料が1人目 18,000 円、2人目 42,000 円の場合
- ◆ 1か月当たり保育料
18,000 円+42,000 円=60,000 円
 - ◆ 貸付金額（保育料の半額を計算）
60,000 円×1/2=30,000 円（>27,000 円）
→上限 27,000 円を適用
27,000 円×12 ヶ月=324,000 円
- ② 未就学児が3名いて、1か月あたりの保育料が1人目 20,000 円、2人目 12,000 円、3人目無料（0 円）の場合
- ◆ 1か月当たり保育料
20,000+12,000 円+0 円=32,000 円
 - ◆ 貸付金額（保育料の半額を計算）
32,000 円×1/2=16,000 円（<27,000 円）
→上限 27,000 円より少ないので 16,000 円を適用
16,000 円×12 ヶ月=192,000 円

※ いずれの場合も貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、その都度貸付金額が変更となります。

4. 申請手続き等について

（1）貸付の申込

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付（以下、保育料の一部貸付という。）を希望する場合は、連帯保証人（20 歳以上の資力のある方）を立てて、下記の書類を準備し、勤務先施設を通じて兵庫県保育協会に提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類・留意事項
①	貸付申請書	様式 1 - 2	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者ご本人が自筆で記入してください。連帯保証人の欄は連帯保証人が自筆で記入してください。 連帯保証人と申請者の印鑑は別のものをご使用ください。（シャチハタ不可） ・連帯保証人の方は審査会後に印鑑登録証明書の提出が必要です。
②	入所決定（内定）通知書の写し		就職・復職と同時期に入所させた場合のみ対象です。

			※保育所の利用を申し込みしたが「空きがない、申込が終了している」場合で、状況が確認できる書類が届いている場合は、子どもが入所できた時点から申し込み可。
③	保育料決定通知書（利用者負担額決定書）等の写し		令和3年度発行分 ※申請日までに保育料の変更に係る通知が市町から届いた場合は、保育料の変更が分かる通知のコピーも送付ください。
④	雇用契約書または辞令の写し		<u>産休育休から復帰する場合</u> で、辞令が手元がない場合は、⑤就職・復帰証明書で代用可。
⑤	就職・復帰証明書	参考様式④	週20時間以上就業していることが確認でき、雇用保険に加入していることが確認できること。
⑥	住民票（原本）		マイナンバーの記載のないもので、 <u>世帯全員が記載されたもの</u> 。申請日より前3か月以内に発行されたもの。
⑦	保育士証の写し		旧姓の場合は変更手続きを行ってください。申請手続き中の場合は、「申請手続き中」と記載の上、旧姓の保育士証を提出ください。後日新しい保育士証が届きましたらコピーを提出ください。
⑧	企業主導型保育事業助成決定通知書、市町村が発行する認可証の写し等 （認可・助成を受けていることが分かる書類）		※企業主導型保育事業、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業で勤務及び子どもを預けているの者は提出すること。 ※各市町のホームページで確認できる場合は、施設名が掲載されたホームページの画面を印刷したもので代用可。 ※勤務先施設がご準備ください。

※上記の他に、兵庫県保育協会会長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

(2) 申請書類

申請書等は、兵庫県保育協会ホームページからダウンロードしていただくか、勤務先に郵送している様式一覧をコピーし、入手してください。

(3) 提出及び問合せ先

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

公益社団法人 兵庫県保育協会 保育人材確保対策貸付事業担当者宛

Tel : 078-242-4623 (9:00~17:00) E-mail : kashituke@hyogo-hoikukyokai.or.jp

(4) 申込書類記入上の注意

① 申請者をご自身で記入・押印してください。連帯保証人欄はそれぞれの欄を各自が記入してください。代筆は認められません。

- ② 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ③ 消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。
- ④ 申請者と連帯保証人は、同じ姓であっても、それぞれ別の印（スタンプ印不可）でご捺印ください。
- ⑤ 申込書に記入漏れがある場合には貸付けの可否を判断することができませんので、必ず全ての項目をご記入ください。記入漏れが解消されるまで、貸付審査は保留となります。
- ⑥ 住所は、それぞれの欄を各自が正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑦ 連帯保証人は、貸付決定後に印鑑登録証明書を提出していただきますので、印鑑登録を既にお済みの方もしくは、貸付決定までに印鑑登録をお済ませください。

5. 貸付決定及び貸付契約手続きについて

(1) 貸付の決定

提出された申請書などの内容を貸付審査会において審査し、貸付が適当と認められた場合に貸付決定通知書を勤務先を通じて通知します。

なお、貸付審査会は不定期に開催されているため審査会の結果が通知されるまでには、お時間がかかります。審査会の結果通知時期については、兵庫県保育協会ホームページに掲載します。また、貸付不承認だった場合の理由については、一切お答えできません。

(2) 貸付金の契約及び送金手続き

貸付決定を受けた方は、勤務先を通じて配達記録が残る方法（簡易書留、特定記録郵便、レターパックライト等）で下記の書類を兵庫県保育協会へ提出してください。

	提出書類	様式等	添付書類・留意事項
①	誓約書	様式2	
②	借用証書	様式4	申請者の印鑑は <u>シャチハタ不可</u> 。 収入印紙を所定欄に貼り、割り印をすること。 (1万円以上10万円未満：200円、10万円以上：400円)
③	振込口座の通帳コピー		・申請者の名義に限ります。 ・金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義（フリガナ記載）がわかるコピーを提出してください。
④	振込口座申込・変更届	様式7	
⑤	連帯保証人の印鑑登録証明書		3か月以内に発行したもの

(3) 貸付金の送金

交付（口座への入金）は、原則年2回となります。

4月から勤務開始及び貸付開始した人は、4～9月分を10月、10～3月分を3月の年2回に分けて貸与します。

年度途中で勤務を開始した人及び貸付開始した人は、3月及び翌年度に分けて貸与します。

なお、貸付契約締結後の振込（借用証書を兵庫県保育協会へ提出後）となるので、上記振込月までに借用証書等の返送が間に合わない場合は、次の振込予定月に1回目の振込分と合わせて貸与します。

また、勤務開始月と貸付開始月が違う場合は、貸付開始月に合わせて送金します。

(4) 保育料変更及び確認について

保育料の変更があった場合には、保育料が確認できる書類（保育料決定通知書等の写し）及び保育料変更届（様式 18）をその都度ご提出ください。保育料の変更に応じて、借用証書を結び直す必要があります。

また、4月及び9月に保育料の変更があることから、保育料変更届の提出のない方については、指定口座への入金時期の前に、保育料変更の有無についての確認を書面にて通知します。指定期日以内に提出がない場合は、2回目以降の送金が遅れますので、ご注意ください。

6. 貸付後の手続き

借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、様々な届出等を行う必要があります。変更が生じた場合は必ずご連絡ください。

該当する事実が生じた場合に 20 日以内に提出しなければならないもの

提出するとき	書類
貸付の対象期間中に保育料に変更が生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■保育料変更届（様式 18） ■保育料の変更を証する書類の写し
借受人・連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名等変更届（様式 6）
振込口座を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■振込口座申込・変更届（様式 7） ■通帳のコピー
借受人が休職（産休・育児休業も含む）するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③）
休職（産休・育児休業も含む）していた借受人が復職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所等復職届（様式 15）
貸付を辞退（勤務先を自己都合で退職）するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付辞退申出書（様式 13） <p>借り受けた貸付金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、P9 を参照ください。</p>
業務上の事由により本人が死亡し、又は疾病等により業務を継続できなくなった時	<ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書（様式 22）
借受人が退職・死亡・休職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） <p>注) 借入金の返還を要する場合には、返還計画書や裁量免除申請書を併せて提出してください。</p>
借受人が勤務先を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■勤務先等変更届（様式 16） ■保育所等退職等届（様式 14） ■業務従事期間証明書（参考様式③） ■就職・復帰証明書（参考様式④） ■新たな勤務先での雇用通知書または辞令の写し

7. 返還免除の手続き（全額免除）

借入後、2年間引き続き兵庫県内の保育所等において保育士業務に従事した場合、貸付金の返還を免除することができます。全額免除を受けるために提出する書類や要件は以下のとおりです。

（1）全額免除に該当する場合の要件①

「勤務先施設（保育所等）」で保育業務に引き続き2年間従事したとき
免除日に到達してから、1か月以内に下記書類を提出してください。

- ① 完了届（様式17）
- ② 業務従事期間証明書（参考様式③）

（2）全額免除に該当する場合の要件②

保育業務上の事由により死亡または業務に起因する疾病等のために業務を継続することができなくなったとき

1か月以内に下記書類を提出してください。

- ① 返還免除申請書（様式22）
- ② 保育業務上の事由による就労不能の場合には、証明する書類
 - 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
 - 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

＜留意事項＞

- ① 出産休暇、育児休暇の期間、災害等やむを得ない事由で就業できない期間中は、引き続き業務に従事しているとみなします。ただし、（1）全額免除に該当する場合の要件①に記載の2年間の業務従事期間には算入しません。
- ② 返還免除要件となる業務従事期間は、原則として連続（※）していることが必要です。
※月を単位として継続している必要があり、退職翌月に対象となる勤務先に就職すれば連続しているとみなしますが、就職が翌々月以降になった場合には、返還が必要となります。
- ③ 兵庫県内の保育所等に就職後、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず県外の従事先施設で勤務することとなった場合には、県外で従事した期間を業務従事期間に算入することができます。

8. 返還免除の手続き（裁量免除）

裁量免除の要件を満たす事となった場合で、審査会へ裁量免除に係る書類を提出した場合は、貸付審査会において審査し、「裁量免除」が適当と認められた場合、同貸付審査会で認められた金額の返還が免除されます。

（1）裁量免除に該当する場合の要件

- ① 1年以上勤務先施設で保育業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。また、裁量免除に係る書類を提出していない場合も適用できません。）
- ② 長期間所在不明となっている場合等、貸し付けた金額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

(2) 裁量免除を申請に必要な書類

要件該当から20日以内に提出してください。

- ① 返還免除申請書（裁量免除分）（様式21）
- ② 業務従事期間証明書（参考様式③）
- ③ 事実を証する書類
 - 死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
 - 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

9. 返還について

兵庫県内で保育士等として勤務先施設に就職または復帰後、何等かの事情で勤務先施設を退職し、その後すみやかに保育士等として就業しなかった場合は、貸し付けた保育料の一部貸付を全額返還していただく必要があります。

事前に兵庫県保育協会へ相談の上、返還事由が発生した日（例：退職された日）から20日以内に提出してください。

- ① 保育所等退職等届（様式14）
 - ② 返還計画書（様式19）
- ※ 返還計画書の内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。承認された返還計画を変更する場合には、事前に兵庫県保育協会へ相談してください。

(1) 返還の開始及び返還期間

返還は、兵庫県保育協会から特に承認を受けた場合を除いて、返還事由が生じた日の属する月の翌月から開始し、貸付を受けた期間に相当する期間の2倍の期間内（貸付期間が1年の場合、2年以内）に返還しなければなりません。

(2) 返還方法

返還方法は、一括又は半年賦、月賦の均等払い方式で指定口座への払込み、又は引落としとなります。ただし、虚偽又は不正な方法で貸付を受けた場合には、一括返済となります。

(3) 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は初回の返還額に加算若しくは減額します。

(4) 延滞利子

貸付を受けた者が返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

(5) 報告義務遅延による延滞利子について

自己都合等で就業先を退職し、その後保育士として就業しなかった場合で、兵庫県保育協会への報告及び届出の提出が大幅に遅れた場合は、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

10. 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて通知するとともに、借用証書（様式 4）を借受人に対して返却します。

【保育所等詳細一覧】

	法令・通知等	施設等種別
児童福祉法	第 7 条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの、及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第 6 条の 3 第 13 項に規定され、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第 6 条の 3 第 7 項に規定され、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務または第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。
	第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第 1 条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

【申請書類チェックリスト】

提出書類	確認事項
貸付申請書	<input type="checkbox"/> 申請者が自筆で署名しているか <input type="checkbox"/> 申請者の氏名の横に捺印しているか（シャチハタ不可） <input type="checkbox"/> 貸付希望額（月額）は保育料の半額（27,000円以内）となっているか <input type="checkbox"/> 貸付希望期間は勤務開始日から1年（12か月）以内か <input type="checkbox"/> 連帯保証人が署名、捺印しているか（シャチハタ不可） <input type="checkbox"/> 勤務先の証明が漏れていないか
入所決定（内定）通知書	<input type="checkbox"/> 入所日は、就職・復帰日と1か月以上のズレがないか <input type="checkbox"/> 子どもの入所先が記載されているか ※ 入所決定通知がない場合は、入所している園から在園証明書（子どもの入園日、申請時点で在園していることを証明し、公印押印）を提出
保育料決定通知書	<input type="checkbox"/> 申込者の子どもの保育料を証明するもの（子どもの名前または親の名前保育料が記載されているもの）で、月額の保育料が記載されているか ※ 保育料が変更された場合は変更前と変更後の2通を提出
雇用契約書または辞令 （辞令がない場合は勤務先施設が証明する書類等で代用）	【雇用契約書】 <input type="checkbox"/> 申請した年度に契約を交わしたのか ※ 産休・育休から復帰する場合は、「就職・復帰証明書」で代用可。
就職・復帰証明書	<input type="checkbox"/> 週に20時間以上勤務していることが証明されているか <input type="checkbox"/> 雇用保険に加入しているか <input type="checkbox"/> 勤務先施設が証明しているか
保育士登録証の写し	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名と一致しているか （一致していない場合は、保育士登録事務処理センターに申請しているか） ※申請手続き中の場合は、旧姓の保育士証に「申請手続き中」と記入し提出してください。後日新しい保育士証が届いたらコピーを提出すること。
住民票	<input type="checkbox"/> 発行後3か月以内のものか <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）の記載がないものか <input type="checkbox"/> 世帯全員の氏名が記載されているか
助成決定通知書	（企業主導型保育事業、小規模保育所、事業所内保育事業、家庭的保育事業で勤務またはこどもを預けている場合） <input type="checkbox"/> 助成決定通知等分かるものが添付されているか ※ 市町で認可している場合で、市町のホームページで確認できる場合は、施設名が記載されたホームページの画面を印刷したもので代用可。

※最新の申請様式は、兵庫県保育協会ホームページに掲載しています。

（インターネット検索画面で「兵庫県保育協会」と検索🔍「保育士確保のための貸付はこちら」のページに各種貸付事業の概要や様式を掲載しています。）